

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会

ワーク&ライフバランス実現 行動計画

本会職員が自身の持つ能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年11月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：平成28年4月までに所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、平成32年3月までに一人平均10時間以内にする。

〈対策〉

- 平成28年2月～所定外労働の現状を把握
- 平成28年3月～課長会での検討開始
- 平成28年4月～ノー残業デーの実施
管理職研修（年1回）及び職員への周知（毎月）

目標2：平成30年3月までに正規職員・嘱託職員の年次有給休暇の取得率を50%に引き上げ、平成32年3月までに70%に引き上げる。

〈対策〉

- 平成28年5月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年6月～課長会での検討開始
- 平成28年8月～計画的取得に向けた管理職研修の実施
- 平成28年10月～有給休暇取得予定表掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始